大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　対象事業者

1. 法人名　株式会社コパン
2. 代表者　代表取締役　大知　茉祐実
3. 所在地　高石市綾園二丁目12番11号

２　対象事業所名及び所在地

1. 事業所名　　みらいサポートこっちゃん
2. 所在地　　泉大津市曽根町三丁目9番30号
3. サービス種別　　児童発達支援・放課後等デイサービス

３　処分日年月日

　令和２年１月31日（金曜日）

４　処分の内容

　指定の全部効力の停止

　令和２年２月１日から６か月間

５　処分の理由

不正請求

　法人代表が、利用児童が通所していない日についても、サービス提供実績記録票を作成し、障害児通所給付費を不正に請求し、受領していたことは、児童福祉法第21条の5の24第1項第5号に該当するため。